

介護医療院への転換に係る支援について

1 介護医療院について

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護施設として創設されました。

(1) 概要

名称	介護医療院
機能	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供 (介護保険法上：介護保険施設、医療法上：医療提供施設)
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の介護療養病床の経過措置期間を6年間延長 ・ 機能強化型介護療養型医療施設（Ⅰ型）と老人保健施設（Ⅱ型）並みの2類型 ・ 病院等から転換した場合、病院等の名称を引き続き使用可能

(2) 主な人員配置

区分	類型（Ⅰ型）	類型（Ⅱ型）
医師	48：1（施設で3以上）	100：1（施設で1以上）
薬剤師	150：1	300：1
看護職員	6：1	6：1
介護職員	5：1	6：1
リハビリ専門職	PT/OT/ST：適当数	
栄養士	定員100以上で1以上	
介護支援専門員	100：1（1名以上）	
医師の宿直	医師：宿直	—

(3) 主な施設設備

区分	指定基準
診察室	医師が診察を行うのに適切なもの
療養室	定員4名以下、床面積8.0㎡/人以上 ※転換の場合、大規模改修まで6.4㎡/人以上で可
機能訓練室	40㎡以上
食堂	入所定員1人あたり1㎡以上
その他医療設備	処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所
廊下	廊下幅：1.8m、中廊下の場合は2.7m ※転換の場合、廊下幅：1.2m、中廊下：1.6m

2 介護医療院への転換状況

(1) 介護保険事業計画における介護医療院の開設見込数

区分	H30		H31		H32	
転換数	7施設	336床	6施設	375床	8施設	525床
累計	7施設	336床	13施設	711床	21施設	1,236床

(開設許可の制限)

山口県では、平成32年度までの間、介護医療院の開設許可は介護療養病床（転換型老健を含む）又は医療療養病床からの転換のみを対象としており、その他の病床からの転換や新規の開設許可は予定していません。

(2) 介護医療院の開設許可の状況（平成30年11月1日現在）

9施設 562床（介383、医62、老117）が開設済みです。

名称	類型	定員	(転換前状況)	開設時期
医療法人博愛会宇部記念病院 介護医療院（宇部市）	I型	60床	(介護療養病床)	6月
河村循環器神経内科 介護医療院（光市）	I型	15床	(介護療養病床10床、 医療療養病床5床)	6月
山口若宮病院介護医療院 （山口市）	II型	96床	(転換型老健)	7月
介護医療院もみじ （下関市）	II型	30床	(転換型老健21床、 医療療養病床9床)	7月
宇部リハビリテーション病院 介護医療院（宇部市）	I型	120床	(介護療養病床)	9月
王司介護医療院 （下関市）	II型	48床	(医療療養病床)	9月
宇部西リハビリテーション 病院介護医療院（宇部市）	I型	78床	(介護療養病床)	10月
医療法人太白会シーサイド 病院介護医療院（宇部市）	I型	55床	(介護療養病床)	11月
阿知須同仁病院介護医療院 ひまわり（山口市）	I型	60床	(介護療養病床)	11月

3 支援制度（概要）

（1）介護療養型医療施設からの転換

ア）補助概要

補助名称	山口県介護施設等整備補助金（地域医療介護総合確保基金） ＜介護療養型医療施設等転換整備支援事業＞
交付対象	介護療養型医療施設から次に掲げる施設に転換を行うための整備に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム（個室など条件あり） ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等の場合） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅
交付額の上限 〔H30年度助成単価〕	[転換1床当たり] [創設] 1,930千円 [改築] 2,390千円 [改修] 964千円
	[創設] 既存施設を取り壊さずに、新たに施設を整備 [改築] 既存施設を取り壊して、新たに施設を整備 [改修] 躯体工事に及ばない屋内改修

補助名称	山口県介護施設等開設準備経費補助金（地域医療介護総合確保基金）
交付対象	介護療養型医療施設から介護医療院等への転換整備に必要な経費を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院の開設にあたり、施設基準を満たすために設置する多床室におけるパーテーション、家具等の購入・設置費用等
交付額の上限 〔H30年度助成単価〕	[転換1床当たり200千円]

イ）窓 口

山口県健康福祉部 長寿社会課 施設班 電話 083-933-2793

ウ）その他

上記補助金については予算の範囲内で補助するものとする。
原則として計画年度の前年度の上半期中に事前協議を行うこと。

(2) 医療療養病床からの転換

ア) 補助概要

補助名称	病床転換助成事業
交付対象	医療療養病床等から次に掲げる施設に転換を行うための整備に要する経費が対象 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム（個室など条件あり） ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等の場合） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅
交付額の上限 （H30年度 助成単価）	[転換1床当たり] [創設] 1,000千円 [改築] 1,200千円 [改修] 500千円 [創設] 既存施設を取り壊さずに、新たに施設を整備 [改築] 既存施設を取り壊して、新たに施設を整備 [改修] 躯体工事に及ばない屋内改修

イ) 窓 口

山口県健康福祉部 医務保険課 医療指導班 電話 083-933-2820

ウ) その他

原則として計画年度の前年度の上半期中に事前協議を行うこと。